

☆保護者・地域の皆様へ☆

山形県の公立学校では 『働き方改革』 に取り組んでいます

山形県公立学校の教職員の勤務の状況

「過労死ライン」の目安となる時間外在校等時間が月 80 時間を超えている教職員数は、令和元年度以降確実に減少しているものの、特別支援学校を除いて、まだ0名には至っていません(R7上期)。

	高等学校	特別支援学校	中学校	小学校
R7上期	122人(6.9%)	0人(0.0%)	26人(1.2%)	3人(0.1%)
R6年間	71人(3.9%)	0人(0.0%)	23人(1.1%)	0人(0.0%)
R5年間	79人(4.3%)	0人(0.0%)	34人(1.6%)	3人(0.1%)
R4年間	99人(5.3%)	0人(0.0%)	59人(2.8%)	4人(0.1%)
R3年間	109人(5.7%)	0人(0.0%)	57人(2.5%)	7人(0.1%)
R2年間	80人(4.1%)	0人(0.0%)	80人(3.5%)	10人(0.3%)
R1(10月)	441人(23.4%)	2人(0.2%)	445人(22.1%)	87人(2.6%)

時間外の主な業務内容は、部活動指導、授業準備、校務分掌業務です

外部人材の配置

部活動指導員

教職員の部活動指導の負担軽減

教員業務支援員・校務補助員
(スクール・サポート・スタッフ)

授業準備に専念できる環境づくり

また、勤務時間中に休憩時間がとれないことが課題です

地域学校協働活動のスクールボランティアとして、給食や清掃の見守り活動を実施。ボランティアが見守りをしている間に、教員が「休憩時間」を確保。

地域・保護者の皆様からご協力をいただいたことで、休憩時間確保につながりました！

県教育委員会では、学校教育活動への支援・参画いただくための「教育やまがた人材バンク」を開設しました。

教員免許をお持ちでない方もご登録いただけます。学校を支える多様な職種や活動の情報を掲載していますので、興味のある方はぜひご登録ください。



ご登録はこちらから

(裏面に続きます)

《働き方改革プランについて》

県教育委員会では、「山形県公立学校における働き方改革プラン」のもと、公立学校における働き方改革を推進しています。

この度、令和5～7年度にかけて実施してきた第Ⅱ期働き方改革プランの成果と課題を検証し、第Ⅲ期働き方改革プランを令和8年3月に策定しました。第Ⅲ期における取組み方針は以下のとおりです。

教員が子どもと向き合う時間・自ら学ぶ時間の確保

- ・ 外部人材・専門人材の活用
- ・ 地域や家庭の協力・分担、業務の外部委託の推進
- ・ 事務処理の効率化・デジタル学習基盤の有効活用
- ・ 教育課程・指導体制の見直し
- ・ 部活動改革の推進

組織マネジメントの推進

- ・ P D C A サイクルを活かした意識改革
- ・ 長時間勤務者への対応

働きやすい職場づくりによる人材確保

- ・ 健康的で働きやすい職場づくり
- ・ 教員人材の確保

目指す教員の働き方（働き方改革プラン第Ⅲ期）

第Ⅲ期の働き方改革プランにおける目標として、令和11年度末までに、
→「月における45時間超の教職員0人」
→「1年間における月平均時間外在校等時間について30時間以下」
を目指します。

始業前の時間も含めて、定められた勤務時間の他に毎日2時間ずつ仕事をすると、時間外在校等時間は月45時間となります（1日2時間×月平均労働日数21.7日÷1月あたり45時間）。

各学校におかれては、学校の働き方改革のために、様々な工夫をしながら積極的に取り組んでいただいている事例もあります。

これからも皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

令和8年4月山形県教育委員会

山形県教育委員会の詳しい取組み等はこちらをご覧ください。

山形県ホームページ

《教職員の働き方改革に向けた取組み》

- ・ 山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅲ期）
- ・ 山形県公立学校教員の時間外在校等時間調査結果
- ・ 学校における働き方改革取組み手引【二訂版】

